

平成 1 9 年 3 月 2 3 日

平成 1 9 年第 1 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成19年第1回（3月）岬町議会定例会第3日会議録

○平成19年3月23日（金）午前10時26分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 住 民 生 活 課 長 岡 本 茂
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
教 育 部 長 岡 田 耕 治	教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 湊 原 義 仁

教育部副理事
兼青セ文セ所長
総務部
行財政改革課長
一本稔明
四至本直秀

教育部副理事
兼淡輪公民館長
総務部危機管理課長
入口博行
亀崎義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹下雅樹

議事日程

- | | |
|-----|--|
| 日程1 | 諸般の報告 |
| 日程2 | 委員長報告 |
| 日程3 | 議案第37号 岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回の件 |
| 日程4 | 委員会の閉会中の継続審査の件 |
| 日程5 | 議員提出議案第1号 岬町議会委員会条例の一部を改正する件 |
| 日程6 | 議員提出議案第2号 岬町議会会議規則の一部を改正する件 |
| 日程7 | 意見書案第1号 養護学校新設を求める意見書（案） |
| 日程8 | 決議案第1号 2008年関西サミットの実現ならびに大阪での首脳会合開催を求める決議（案） |

(午前10時26分 開議)

○和田博之議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第1回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時26分でございます。

本日の出席議員は14名で、欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○和田博之議長 日程1、「諸般の報告」を行います。

過日、2月6日に岬町議会が、全国町村議会議長会より、優良議会の表彰を受けましたので、伝達式を行います。

田島副議長、演台前までお願いいたします。

表彰状

大阪府岬町議会殿

貴議会は、地方自治法の本旨に沿って、議会運営の向上に努め、もって住民の福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会、会長 川股 博

議会を代表して、田島副議長から謝辞をお願いいたします。

○田島乾正副議長 ただいま議長から、全国町村議長会の表彰状をいただきました。これも議長を初め、我々同僚議員の今日の議会運営について評価されたたまものと、私は自負しております。

やはり議会運営たるものは、住民本位の運営をすべきと、私も常々そういう本位で議会運営に携わってまいりました。まだまだ当町におかれましても、表彰に値する運営ではないと私は思っています。しかしながら、やはり住民代表として、今後ますます当町の議会運営委員会を反映いたしまして、本当の住民の本位を反映するため、我々一生懸命住民代表として運営をしていかなければなりません。

よって、このたび表彰いただきましたが、より一層、今後の議会運営の発展のために頑張る所

存でございますので、原点に返って、ひとつ同僚の皆さん、ひとつ住民のために頑張ることを、この場をおかりしまして、甚だ簡単でございますが、謝辞といたします。（拍手）

○和田博之議長 以上で諸般の報告を終わります。

○和田博之議長 日程2、「委員長報告」を議題といたします。

過日、3月7日の本会議において、総務文教、事業民生の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を二常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業民生委員長の報告を求めます。事業民生委員長、川端啓子君。

○川端事業民生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業民生委員会委員長報告をいたします。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました23件の議案については、3月8日、12日、16日の3日間にわたって委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第1号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

議案第3号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第4号、平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第5号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件については、委員会記録のとおり、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第6号、平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第7号、平成19年度岬町一般会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、議案第7号のうち本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決さ

れました。

議案第9号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第10号、平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第11号、平成19年度岬町下水道事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第12号、平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第13号、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第14号、平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第20号、平成19年度岬町水道事業会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

議案第23号、町道路線の認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第30号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第31号、岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第36号、岬町手数料条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第38号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第39号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第40号、岬町海釣り公園条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第41号、岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第４２号、岬町都市公園条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された２３議案のうち２２議案は可決すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○和田博之議長 事業民生委員長の報告が終わりました。

それでは、事業民生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、福田 収君。

○福田総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る３月７日の本会議において、本委員会に付託されました１５件の議案については、３月９日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第４１条第１項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第１号、平成１８年度岬町一般会計補正予算（第５次）の件については、質疑・討論なく、議案第１号のうち本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

議案第２号、平成１８年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第３次）の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第７号、平成１９年度岬町一般会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、議案第７号のうち本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

議案第８号、平成１９年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第１５号、平成１９年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件から議案第１８号、平成１９年度岬町谷川財産区特別会計予算の件の４件については、一括議題とし、質疑・討論なく、４件とも満場一致で可決されました。

議案第１９号、平成１９年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第２９号、岬町副町長の定数を定める条例を制定する件については、質疑・討論なく、満

場一致で可決されました。

議案第30号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第32号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第34号、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第35号、岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された15議案ともに可決すべきものと決定しております。

以上で報告を終わります。

○和田博之議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

以上で、二常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず最初に、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 事業民生委員会の中でも申し上げましたが、この議場でも改めて反対討論をいたしたいと思います。

審議の中でもいろいろとご説明いただきましたけれども、一般会計補正予算の中には、後期高齢者制度の予算化を含むものであるという大きな1つの点で賛成しかねるということで態度表明をさせていただきました。この後期高齢者制度については、12月議会でもいろいろとお伝えさせていただいたとおりでありまして、高齢者の負担を一層重くするという可能性を否定できないという点や、高齢者を医療から遠ざける結果を今後招きかねないというさまざまな不安を感じ

ておりまして、反対をさせていただいていたところであります。

さらに、委員会の審議の中でも、年金の天引きがされると。これまで国保に加入しておられない扶養家族になっていた方も独立させられて、75歳以上の方が強制的に年金からの天引きがされると。この結果、手元に残る生活費が少なくなっていくということで、今現在でも、生活や健康を切り詰めてでも医療にかかるお金を何とか捻出しているというのが、住民の皆さんの実態としてあるというふうに私は訴えをお聞きしていますので、この制度の導入に伴って、高齢者の医療が守られるのかという点について大きな不安を感じておりますので、反対をいたします。

以下、この先のさまざまな案件についても、後期医療制度を含むということについては、同じ立場で反対という結果にさせていただきます。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第2号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第3号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第4号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第5号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第6号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算（第3次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この一般会計予算では、深日小学校の耐震の補強工事ですとか、あとヘルスアップ事業ですとか、いろいろな努力も含まれておると考えておりますし、特に耐震補強工事なんかについては、一日も早く住民の皆さんの安全を保障するという点でも急がれる問題だというふうに考えておりますけれども、さまざまな値上げを含むものでありまして、住民負担を考えますと、賛成しかねるという考えに至っております。

値上げについては、数え上げれば切りがないとまでは言いませんけれども、固定資産税の税率

を上げる点も反映されておりますし、ごみの有料化も含まれておりますし、公民館の料金改定ですとか、自立支援法や後期高齢者制度、乳児医療費の助成にかかわる問題ですとか、さまざまな点で住民負担を押しつけるものになっておるといふふうに受けとめております。

また、同和行政の名残とを感じるような予算化が含まれております。委員会審議の中でも少しお聞きさせていただきまして、その後で資料をいろいろといただいておりますけれども、公営住宅の使用料の徴収の委託料を団体にお支払いしているということをお聞きいたしております、緑ヶ丘と小田平、平野北の住宅について、使用料を徴収するための委託料を支払っているということで資料をいただいておりますけれども、特に緑ヶ丘の住宅については、部落解放同盟の大阪府連合会多奈川支部という運動団体に委託させていると。公金を取り扱うのに運動団体に委託させるのは甚だこっけいかなというふうに感じておりますし、こういう仕事は、そもそも職員が直接行う責任があるものでありまして、きちんとそのように適切に運用させるように、早く改善されることをあわせて求めまして、反対討論といたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第8号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」につい

て、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この件については、事業民生委員会の中で、特定健診についての不安を少し述べさせていただいたところであります。特定健診については、対象者も、あと所管も変わるということで、実務量とか運営についてさまざまな不安を感じているということで、しかしながら、住民の皆さんに健康で過ごしていただきながら、医療費の削減にも努力していくということで、適切に運用していただきますようにということで、そういうようなお話を申し上げたところでありますが、その後、この特定健診の運用の見通しも判然としないということもありますし、今現在の医療の状況と住民要求との切実さ、それに加えて、国保料の値上げもあるということで、さまざまな要素がありまして、熟慮しました結果、どうしても賛成しかねるという考えに至りました。以上です。

○和田博之議長 お諮りします。暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○和田博之議長 それでは、暫時休憩します。その場で休憩をお願いいたしたいと思います。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第9号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第10号「平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「平成19年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この下水道事業の特別会計には、去年の議会で使用料の値上げが決められた中身が反映されているものでありまして、住民負担をふやすものであり、反対いたします
以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第１１「平成１９年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第１１号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１２号「平成１９年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 事業民生委員会の審議の中でも、住民の合意が得られているという答弁がありましたので、今回はこの予算については賛成という態度をとりたいと思いますけれども、今後の事業の進捗ですとか、あと住民負担の進みぐあいですね、そのあたりについては率直に疑問を感じておるところでありますので、適切に運用されて、住民負担をふやさないということで努力していただきますように要望いたしまして、賛成いたします。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第１２号「平成１９年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第１２号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１３号「平成１９年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 介護保険については、昨年度、大きな制度上の改悪と考えられるものが行われまして、職員の皆さんも非常に制度の限界の中で努力を重ねておられるところというふうに感じてはおりますけれども、昨年的大幅引き上げと。その中に激変緩和が含まれておりましたけれども、激変緩和がとられておったにしても、また来年度、値上げがされるという方への影響も大きいでしょうし、町独自の負担の軽減策も有効なものというものは講じられていないというふう考えております。

実態としては、保険料をふやしながらサービスは切り詰めていくというひどい実態でありまして、私のところへもさまざまな訴えをお寄せいただいておりますので、そのような住民の実態を考えたときに、これは反対という態度にならざるを得ないという考えであります。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第１３号「平成１９年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第１４号「平成１９年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 委員会の審議の中でも、また、高齢者介護の部局のところでもいろいろとお聞きさせていただいたところではありますが、これも国の制度の変更によりまして、結果としては、ケアプランを役場で一手に引き受けるというような事態を招かざるを得ないということで、利用者の皆さんに迷惑をかけないようにということで、さまざまな手当に努力されているということも委員会でお聞かせいただいて、そのような努力は大きく評価したいというふうに考えておりますけれども、このことで職員の皆さんも、今ですら非常に多忙な中で、健康を害しかねないというような状況の中で頑張っておられるというふうに、私は見受けておるところでありますけれども。その状況が、さらに仕事量がふえるという結果になりまして、そんな中で、本当に利用者本位のサービスを行えることができるのかという点について不安を感じておりますので、反対いたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第14号「平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第15号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立に

より採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第16号「平成19年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第17号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第18号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第19号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対ございませんか。

（「なし」の声あり）

次に、賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この水道事業の予算については、昨年のもので、理事者の提出よりは、わずかで

はありますけれども、住民の負担が軽減されるという提案が出されましたので、賛成いたしましたけれども、値上がりには変わらないという格好で、5月からの使用料の徴収の値上がりが反映されたという中身でありまして、実際の運用が始まった後、負担範囲の危惧については大きな心配を持っております。効率的な運営を今後最大限引き続いて努力をしていただきますように、重ねてお願い申し上げまして、賛成といたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「町道路線の認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号「町道路線の認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」について、討論を行い

ます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 今回の自治法の改正、私は改悪と考えておりますけれども、この変更については、全体として、非常にトップダウンを助長するものであるというふうに考えております。これは、今回の自治法の変更については、自治法が制定された当時、住民自治とか団体自治、そういうふうな観点を弱めるというものであるというふうに感じておりますし、全体の流れとしては、中央統制を強めていくという色が非常に濃いというふうに感じております。この自治法の改定に伴って、岬町内でも、当然トップダウンが強められるという結果になるであろうと予測しております。従来は町長ですとか、もともとの収入役とか教育長、そのような方々の権力の集中を避けて、それぞれ独立機関の権威を保障していたというものが、それが保障されないと。その範囲が狭められてきたというのが、この間、続けられている自治法の改定の中身であるというふうにとらえております。

この傾向に強く警鐘を鳴らすものでありますし、今回はそのような中身の反映であるため、この案件については賛成しかねると考えております。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第29号「岬町副町長の定数を定める条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この案件については、事業民生委員会に付託された部分については、単なる語句の置きかえにすぎないと思われるものだけでありまして、事業民生委員会の方では賛成をさせていただきましたけれども、総務文教委員会に付託された部分についても、全体にわたって考慮した結果、先ほど述べましたけれども、この案件全体の自治法の改定に伴う傾向は、地方自治の精神をより弱めていくというものでありまして、賛成をいたしかねます。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この案件については、基本的な考え方の1つとして、ごみの減量化を図る上で、住民の皆さんの参加と参画、また協力が欠かせないという立場では一致しておりますし、評価できるというふうに考えておりますけれども、委員会の審議の中で、相変わらず、ごみ行政についての大きなビジョンですとか、目標が示されたとは感じておりませんし、減量化のためのきめ細やかな施策ですね、そういうものも見受けられないというふうに感じたところであります。本気でごみを減らすという立場に立っているとは考えづらいというふうに受けとめております。

また、この審議会を設置する中で、一般家庭ごみの有料化、これが前提となっていると私はこ

れまでの行財政改革委員会ですとか、このたびの事業民生委員会の中ですとか、さまざまな審議の場面で有料化を前提とを考えておられるというふうに、私は受けとめております。一般家庭ごみの有料化が前提となっているということは、この審議会を有料化を推し進めるために、利用するものというふうにも私は感じております。一般家庭ごみの有料化を前提としないで、真の意味で住民の皆さんの知恵と協力を最大限に引き出せるような運営の努力を求めて、反対いたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第31号「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号「非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 これは消防団員と水防団員という格好で、住民生活を守るために地域の皆さんで努力してくださっている方々への報酬額をカットするという中身でありまして、訓練と出動というところで差をつけるという中身となっておるようですが、時間的な拘束と、それに対する対価としては変わらないというふうに考えております。

さらにですね、非常勤の団員の皆さんは、本来、自治体が行うべきものを補うという格好で協力いただいているというところでありまして、そういう方々に対する報酬をカットすることについては賛成しかねます。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

続いて、議案第３３号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第３３号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３４号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この案件については、旅費について、少し変えられている部分が含まれているということでもありますけれども、上級の者と下級の者といいますか、級に差がある者ですね、その者が同行するというか、一緒に行くのに、常に、常というたって、寝るときは別々でしょうけれども、一緒に行動するということは当然でありますし、別々に行動することはあり得ないということで、差をつけること自体について意味がないというふうには考えているところであります。支給額に差をつけることには反対ですけれども、航空運賃の実費支給に変えると。旅客運賃から

実費額によって支給するというふうな積極的な内容も盛り込まれていることですし、適切な運用を心がけていただくことを要望して、賛成いたします。

以上です。

○和田博之議長 原案反対の方おられませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第３４号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３５号「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第３５号「岬町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３６号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第３６号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第３６号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３８号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第３８号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第３８号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３９号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 この案件については、賦課限度額を引き上げるという中身について、大きく問題を感じているところであります。この限度額については、１０年間据え置きにしてきたということを委員会の場でもお聞きいたしておりますし、国保の方では努力されているところだというふうに聞いておりますけれども、この賦課限度額の引き上げについては、国からの押しつけでしかないというふうに考えております。

また、委員会での審議の中で、国保料そのものが２．６％値上げになるというふうな見通しが

示されまして、余り上がらないように努力を重ねておるところでありましょうが、住民の皆さんの実態としては年々所得が減り続けているという中で、国保料の負担はふえ続けているというのが実態であろうかと考えております。

また、高所得者に負担してもらおうということでもありますけれども、高所得者にとっても負担の限度額を超えるような高い保険料となっているのが実情ではないかと考えておりますので、基金をより多く取り崩しをして、国保料を下げるということをあわせて主張しまして、反対といたします。

以上です。

○和田博之議長 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第３９号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第３９号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第４０号「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。田島議員。

○田島乾正議員 私が討論と反対になるであろうことを予測されていると思うんですけど。

今回、付託委員会で、釣り公園入園料１，０５０円から１，５００円に変更されたと。この部分にいても採算性を考えての値上げと思うんですけども、上限が１，５００円ちゅうことで、本体事業計画自体が甘いんところがうんかなど。そういう考えを前から持っております。

釣り公園の本体工事、栈橋の部分についても、本会議場で私は賛同しておりませんし、また、今回、道の駅の交流センター、この部分の一体型の釣り公園の部分、これも私は賛同しておりません。今回の付託委員会の部分についても、付託された委員会で、私なりにいろんなデータの提

供を求めたり、いろいろ議論した中で、一番気にかかったのは、私の釣り公園、この事業をする自体、いろいろ質問してきた中で採算性がとれるのかと。この部分について、酸っぱく質問したんですけども、最終的に、もし赤字が出た場合、いかがなものかと。将来に向けての管理運営、その中で理事者側の答弁では、赤字の場合は補てんしないと。そしたら、どうするんやと。いろんな保障問題もかかわってくる。これを撤去すれば、6億、7億の撤去費用がかかる。当然、大阪府はそういう撤去費用を面倒見てくれないと思うんです。当然、町がいただいたもの、大阪府は知りませんよと、こういう結果になるんです。

そこで、私は赤字の場合はどうするのかと。そしたら、答弁としたら赤字補てんしなかったら、どなたが、万が一この事業が失敗した場合、責任をとらないかと。住民がとるわけにいかんし、当然、国も府もとってくれないと。ここの部分は私は強く言うてるわけですね。やはり事業の計画とか、いろんな実施をするなら、結果責任は当然、民間であれば、経営者がとらなければならない。官においては、当然その一番最高責任者がとらなければいけないと。やはり計画するのであれば、見直しとか、修正とか、中止するとか、そういう担当責任者はやっぱり検討し、決断し、実行しと、重ねて、やはり事業の実施にしていいただかんと、もう、わしは何年もったんやと。そなんん知るかいと。それじゃ、いかんわけですね。やはり今回の入園料の条例改正についても、先ほど言うたとおり、検討を決断して、中止するんも、ひとつ勇気の1つやと思うんです。

この公園の部分については、最初、本体工事の部分では町長に言いました。やめる勇気とやる勇気、どちらですかと。町長はやると言ってくれた。しかし、やると言ってもらっても、最悪の場合、赤字補てんせんと。過日の委員会で、そういうご答弁いただいた。赤字補てんせなんだら、どうするんやと。これは当然、住民の税金で、今後管理運営せないかんことが予測されるので、やはりこの事業を執行したら、逃げるべきもんでもないし、許されるべきもんじゃないと思うんです。という私の考えから、以上のことを述べて、反対討論とします。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論はございませんか。

中原議員、反対、賛成。

○中原 晶議員 反対。

○和田博之議長 反対討論、どうぞ。

○中原 晶議員 くどくどと申しませんけれども、この事業全体について、かねてから計画性のずさんさ、また採算性の見通しについて、依然として確証が得られないままだというふうに感じて

おりますので、反対いたします。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第40号「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第41号「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号「岬町都市公園条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 今回のこの案件については、都市公園法の網が外れるということに伴って、この

先、みさき公園の駅前の様相がどんなふうが変わっていくのかという点ですとか、あと、大阪ゴルフのところ、そこの経営についてもどうなっていくのかという点について、不明な点が多く残されたままであるというふうに感じています。

特に駅前の構想については、計画が明確でもありませんし、基本的には民間任せとなるということになりますので、住民的な合意が得られるのかどうかという点についても不安が残りますし、岬の海や自然ですね、こういった財産が守られて、きちっと将来像が保障されるのかという点について、多々不安が残っておるというふうに感じておりますので、今回は反対といたしたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。田島議員。

○田島乾正議員 この部分についても、付託委員会でいろいろ議論した中で、今回の条例改正は、法の13条2項の部分の字句の改正なり訂正の部分と、全般的にね。そこで、やはり都市公園法の網を外す部分が争点になると思うんです。ここで、やはりいつまでも都市公園、従来型の都市公園じゃなくして、やはり時代のニーズに合った、そういう都市公園の改正もしていただかないと、いつまでたっても当町は緑がいっぱいだけで、何もないと。そら結構なことですけども。ただ、やはり一番大事なのは、本当に今回当初予算組むにも、大変、町長もかなり苦勞されて、本当にぎりぎりの当初予算ということで、今回の改正については、法の改正の部分が当てはまるんですけども。ただ、僕としたら、やはり自主財源の確保しなければ、幾ら自然や自然いうてもだめであると。そしてまた、今のみさき公園の動物園にしても、ゴルフ場にしても、やはり時代のニーズに合ったそういう公園じゃないということで、これは当然賛同しているわけですけども。

やはり当町には6つの駅がございます。本線、支線を入れて。その6つの駅の特急サザンの停車駅の前、今の現状を見たら、本当にサザンとまる価値があるんかなちゅうのが公園の駅前でございます。

よって、町の振興策として、当然この条例改正を契機に、ひとつ今後、地権者と協議して、自主財源の確保、そしてやはり町の振興のために、ひとつ汗をかいていただきたいなど。そういう期待をしておりますので、これは何も反対すべき要素がないということで、これからどんどん行政と議会とで、この自主財源の確保と、やはり当町の振興を考えて、ひとつ今後汗をかいていきたいという意味から賛成討論とかえさせていただきます。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、議案第42号「岬町都市公園条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

以上で、二常任委員会に付託されました35議案のうち、34議案について採択されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時、午後1時とします。よろしくお願いします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○和田博之議長 日程3、議案第37号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回の件」を議題といたします。

町長から、議案第37号の撤回理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

○石田町長 日程3、議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回の件について、ご説明させていただきます。

平成19年3月6日に提出させていただきました本案件でございますが、健康保険法の改正に伴い、乳幼児医療制度の改正内容等を再度確認し、議案を再検討するため、岬町議会会議規則第20条の規定により、本議会に許可を求めるものでございます。ご審議賜りまして、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○和田博之議長 これをもって撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回の件」を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、議案第37号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回の件」を許可することにしました。

ただいま議案第37号、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件の撤回が許可されました。

よって、日程4、委員会の閉会中の継続審査の件は、審議不要となりました。

お諮りします。日程4、委員会の閉会中の継続審査の件を削除し、日程を欠番とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程4、委員会の閉会中の継続審査の件を削除し、日程を欠番とすることに決定しました。

○和田博之議長 日程5、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、谷本 貢君。

○谷本 貢議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、谷本 貢。

賛成者は、岬町議会議員、奥野 学、鍛冶末雄、竹内邦博、反保多喜男、和田勝弘、辻下正純、田島乾正、中原 晶、岡本重樹、福田 収、出口 実、川端啓子、以上であります。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。

裏面をご参照願います。

岬町議会委員会条例（昭和62年岬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は次のとおりとする。

(1) 総務文教委員会 8人

総務部、企画部及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

(2) 厚生委員会 7人

住民部及び福祉部の所管に属する事項

(3) 事業委員会 7人

事業部及び上下水道部の所管に属する事項

2 議員は2箇の常任委員となるものとする。ただし、議長、副議長、監査委員及び前項の常任委員会委員長は、2箇の常任委員になることができない。

第4条の2第2項中「8人」を「7人」に改める。

第6条第2項中「8人」を「7人」に改める。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することできる。

同条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することできる。

第12条の見出しを「(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)」を「(委員長、副委員長及び委員の辞任)」に改め、同条第2項中「議会運営委員及び特別委員が」を「委員が」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することできる。

第27条第1項中「職員をして」を「職員に」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条、第4条の2及び第6条の規定については、平成19年5月1日から適用することとしております。

なお、参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○和田博之議長 日程6、議員提出議案第2号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、岡本重樹君。

○岡本重樹議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、岬町議会会議規則の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、岡本重樹。

賛成者は、岬町議会議員、谷本 貢、奥野 学、鍛冶末雄、竹内邦博、反保多喜男、和田勝弘、辻下正純、田島乾正、中原 晶、福田 収、出口 実、川端啓子、以上であります。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本規則に所要の改正を行うものであります。

岬町議会会議規則の一部を改正する規則(案)について説明いたします。

裏面をご参照願いたいと思います。

岬町議会会議規則(昭和62年岬町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない。

第28条中「職員をして」を「職員に」に改める。

第29条第1項中「職員をして」を「職員に」に改め、同条第2項中「職員をして」を「職員に」に改める。

第38条中「職員をして」を「職員に」に改める。

第39条第2項中「提出者の説明又は」の次に「第1項の」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。

ただし、議会の議決で付託することができる。

第73条第2項中「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

第101条中「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

第111条中「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第1項」を「第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行することとしております。

なお、参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。以上です。

○和田博之議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議員提出議案第2号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○和田博之議長 日程 7、意見書案第 1 号「養護学校新設を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会議員、鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第 1 号 養護学校新設を求める意見書（案）

本議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者 岬町議会議員 鍛冶末雄

賛成者は次のとおりです。敬称は省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 川端啓子、谷本 貢、竹内邦博、奥野 学、反保多喜男、和田勝弘、辻下正純、田島乾正、中原 晶、岡本重樹、福田 収、出口 実、以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

養護学校新設を求める意見書（案）

本町に住む知的障害のある子ども達が学ぶ府立佐野養護学校は、200 名程度を想定して造られているにも関わらず、毎年子どもの数が増えつづけ、今年度は府下の養護学校の中で児童・生徒数が一番多いマンモス学校で 393 名の子ども達が学んでいます。

来年はさらに、10 名程度増え 400 名を超える見込みです。

これは大阪府学校教育審議会答申の「適正規模」の約 2 校分に当たる人数です。

また、肢体不自由の子ども達が通う府立岸和田養護学校は、本来の通学区域が 5 市 3 町（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）と広い地域になっていますが、さらに、調整地域という事で高石市・泉大津市・和泉市・忠岡町も実質的な校区になっています。

このため、スクールバスの乗車時間は、最長で 1 時間 30 分程度掛かると聞きます。

よって、大阪府はこれらを勘案し、岸和田・泉南地域に早急に養護学校を新設することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 23 日

大阪府泉南郡岬町議会

（提出先） 大阪府知事

以上でございます。よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますようお願いいたします。

○和田博之議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、意見書案第1号「養護学校新設を求める意見書（案）」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

○和田博之議長 日程8、決議案第1号「2008年関西サミットの実現ならびに大阪での首脳会合開催を求める決議（案）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいま議長の許可を得ましたので、決議案を提案いたします。

決議案第1号

2008年関西サミットの実現ならびに大阪での首脳会合開催を求める決議（案）

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者 岬町議会議員 田島乾正

賛成者は次のとおりです。敬称を省略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 奥野 学、鍛冶末雄、竹内邦博、反保多喜男、和田勝弘、辻下正純、岡本重樹、福田 収、出口 実、川端啓子、谷本 貢、以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

2008年関西サミットの実現ならびに大阪での首脳会合開催を求める決議（案）

サミット（主要国首脳会議）は、世界の政治経済にかかわる主要課題について、主要8か国の首脳が一堂に会して話し合う第一級の国際会議であり、来る2008（平成20）年にはわが国での開催が予定されている。

現在、このサミットを「関西サミット」として実現し、関西の発展を図るため、大阪、京都、

兵庫の関西三都が連携して誘致活動を推進しており、それぞれの開催プランを基に関西が一体となったプランの取りまとめが必要である。

大阪は、首脳会合の開催を目指し、大坂城地区を中心とするサミット開催プラン「安全・快適なサミットを大阪で～大阪の人々とともに迎える～＜大坂城サミット開催プラン＞」を提案している。

大坂城地区での開催は、周囲を川と濠に囲まれ、セキュリティとリトリート性を確保しながら、すべての行事が地区内で完結することから、府民生活への影響を最小限に抑えることが可能である。

また、18か国・地域の首脳が参加したAPEC大阪会議をはじめ多くの国際会議を開催してきた実績を有し、国公賓受け入れノウハウを有する多数のホテルや高速道路網の充実など、各国首脳をお迎えするにふさわしい都市インフラが備わっている。

さらに、2008（平成20）年には北京オリンピックが開かれ、世界がアジアに注目する中、大阪はアジアと長く深い交流実績を有しており、アジア唯一の参加国であるわが国において、大阪こそサミット開催にふさわしい都市であり、世界の首相を温かくお迎えする地域挙げての「おもてなしの心」は、APEC大阪会議において実証済みである。

もとより、サミットの開催に当たっては、警備に万全を期すとともに、経費負担の軽減を図るために簡素なものとすることも重要であり、また、地域経済の活性化に資することも求められる。

大阪でサミットが開催されれば、大阪が世界から注目を浴び、本町をはじめ地域の歴史、伝統、文化などに根差した多様な情報が発信されることとなるなど、世界に大阪のプレゼンスを高めるまたとない好機となる。

よって岬町議会は、2008（平成20）年サミットが「関西サミット」として実現されるとともに、とりわけ首脳会合が大阪で開催されることを強く要望する。

以上、決議する。

平成19年3月23日

大阪府泉南郡岬町議会

（提出先） 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、
外務大臣、国家公安委員会委員長、警察庁長官

以上のとおりです。よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 それでは、次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

○中原 晶議員 ただいま提案のありました決議案についてですけれども、大坂城地区を中心とする開催ということで、大阪の中心部で開催されるかどうかわかりませんが、大阪の隅っこの方の岬町に一体どんな影響や恩恵があるのかという点については、いささか疑問もありますけれども、この決議案の中に、警備に万全を期すということと、経費負担の軽減を図るために簡素なものとするということも書き込まれておりますし、地域経済の活性化に資するということも表現されておりますので、今回は賛成いたしたいと思います。

以上です。

○和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより、決議案第1号「2008年関西サミットの実現ならびに大阪での首脳会合開催を求める決議（案）」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○和田博之議長 満場一致であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○和田博之議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成19年第1回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

（午後1時25分 閉会）

(副議長と交代)

○田島乾正副議長 それでは、本年4月30日をもって勇退されます和田博之議長からあいさつの申し出がありますので、許可いたします。

和田博之君。

○和田博之議長 貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま副議長の方から報告ございましたように、本年の4月の統一地方選挙には立候補しないということで、勇退を決意いたしました。そういうわけで、皆さん方のご理解をいただきまして、住民代表の皆さん方の前で、こうして退任のあいさつができることを非常に光栄に思いまして、また皆さん方の配慮に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

思い返しますと、昭和58年、その3月に、関空の、私ども岬町は反対決議をしておったのを3月に実は白紙撤回をいたしました。その時点で、その後、私が議会に選出されまして、その後、岬町の活性化のためには関西国際空港はもちろんのこと、道路、そして企業誘致、これらがやっぱり必要であると。こういう形の中で進んでまいりました。私ども、皆さん方とともに、ご理解をいただきながら、その件については、第二阪和につきましては、現時点で岬町にも土音が聞こえると、そういうふうな形になってきておりますし、企業誘致につきましても、皆さん方のお力添えの中で、企業誘致条例というものができました。まだまだどういう企業が来るか特定はされておりませんが、これからも、その点につきましては、皆さん方のご努力がいただけるものと、このように思っております。

ただ、残念なことは、当初話がございました、関西国際空港ができますと、伊丹空港を廃止する、こういうことでありましたが、現在、伊丹空港はそのまま残っておりまして、大阪の小さな町の一議員でございますが、これが一番残念に、実は思っております。約束違反だなど、このように思っております。これらにつきましては、これからも皆さん方の方でよろしくお願い申し上げたいと、このように思う次第であります。

それから、議会の透明性につきましては、これは皆さん方のご努力のおかげで、この岬町、本会議は昔から傍聴できたんですけど、委員会、そして、委員会協議会等についても、場合によっては傍聴を許す。そしてまた、その議事録がすべて公開されておると、こういうことでございます。来年度からは、ビデオ撮影ですか、これをできて公開するということになりますから、透明性が非常にできてくるのではないかと、このように思っております。

この4月には、皆さん方、再度、住民の信託を受けるわけですが、皆さん方がより一層

ご活躍されまして、この我が町に、本当に住民の皆様方が、住んでよかったと、そういうふうなまちづくりをしていただきたいと、このように思います。住民代表の皆様方に後を託しまして、私の方は、本会議ではこれが最後のあいさつになろうかと思いますが、これをもちまして議会を去ります。

結びに当たりまして、町長を初め職員の皆さん方、そして議員の皆さん方が、献身的なご努力によりまして、また英知を集めまして、自主再建をされますことを心からご祈念申し上げまして、そして、住民の皆様方のご健勝やご多幸、あわせてご祈念申し上げまして、非常に雑駁ではございますが、私の御礼のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○田島乾正副議長 和田博之議員におかれましては、長い間、大変ご苦労さまでした。

（議長と交代）

○和田博之議長 えらいどうも、先ほどはありがとうございました。

それでは、この後、この議会で任期中の最後になろうかと思いますが、全員協議会を直ちに開催したいと思います。よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

（午後1時30分）

以上の記録が本町議会平成19年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月23日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 辻 下 正 純

議 員 竹 内 邦 博